

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2021年6月17日

02-他-F-19-0033_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針	資料番号の相違 (以下、同様の差異は記載を省略)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <ul style="list-style-type: none">1. 概要 12. 耐震評価の基本方針 2<ul style="list-style-type: none">2.1 評価対象施設 2<ul style="list-style-type: none">2.1.1 耐震B,Cクラス機器 22.1.2 溢水防護に係る施設 23. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 8<ul style="list-style-type: none">3.1 荷重及び荷重の組合せ 8<ul style="list-style-type: none">3.1.1 荷重の種類 83.1.2 荷重の組合せ 83.2 許容限界 9<ul style="list-style-type: none">3.2.1 耐震B,Cクラス機器 93.2.2 溢水防護に係る施設 94. 耐震評価方法 10<ul style="list-style-type: none">4.1 地震応答解析 10<ul style="list-style-type: none">4.1.1 入力地震動 124.1.2 解析方法及び解析モデル 184.1.3 設計用減衰定数 194.2 耐震評価 21<ul style="list-style-type: none">4.2.1 耐震評価方法 214.3 機能維持評価 22<ul style="list-style-type: none">4.3.1 動的機能の維持 224.3.2 電氣的機能の維持 224.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮 235. 適用基準 23	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」第12条及び第54条並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合する設計とするため、添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-8-3 溢水評価条件の設定」にて耐震性を有することから溢水源として設定しないとした耐震B、Cクラス機器（以下「耐震B、Cクラス機器」という。）及び耐震Cクラス機器で工事計画の基本設計方針に示す浸水防護施設の主要設備リストに記載のない浸水防護施設（以下「溢水防護に係る施設」という。）が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。耐震B、Cクラス機器及び溢水防護に係る施設への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第5条及び50条の対象ではない。</p> <p>耐震B、Cクラス機器の具体的な計算の方法及び結果は、添付書類「VI-2-別添 2-2 溢水源としない耐震B、Cクラス機器の耐震性についての計算書」に、溢水防護に係る施設のうち循環水系隔離システム、タービン補機冷却海水系隔離システム（以下「漏えい検出器」という。）、逆流防止装置、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁及び復水器水室出入口弁の具体的な計算の方法及び結果は、添付書類「VI-2-別添 2-4 循環水系隔離システムの耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-5 タービン補機冷却海水系隔離システムの耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-6 逆流防止装置の耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-7 タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の耐震性についての計算書」及び添付書類「VI-2-別添 2-8 復水器水室出入口弁の耐震性についての計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果は、添付書類「VI-2-別添 2-3 溢水防護に係る施設の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p>また、基準地震動Ssによる地震力に対し、止水性の維持を期待する貫通部止水処置の耐震性については、評価対象が同一である添付書類「VI-2-10-2-11 貫通部止水処置の耐震性についての計算書」に示す。</p>	<p>記載表現の相違 設計方針の相違 （プラント設備構成の相違による対策対象系統及び設備の相違）</p> <p>設計方針の相違 （評価対象を同一としている設備の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>なお、主要設備リストに記載する浸水防護に係る浸水防護施設となる水密扉、蓋及び堰の基本方針書を、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示し、その耐震性についての計算書を添付書類「VI-2-10-2-7-1 水密扉（浸水防止設備）の耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-10-2-7-2 水密扉（溢水防護設備）の耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-9-3-2 原子炉建屋大物搬入口の耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-10-2-8-6 浸水防止蓋（第2号機軽油タンクエリア）の耐震性についての計算書」及び添付書類「VI-2-10-2-12 堰の耐震性についての計算書」に示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設を対象として、「3.1 荷重及び荷重の組合せ」で示す基準地震動S_sによる地震力と組み合わせるべき他の荷重による組合せ荷重による応力又は荷重（以下「応力等」という。）が、「3.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用基準」で示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>耐震B、Cクラス機器及び溢水防護に係る施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、その機能を維持又は保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせ実施する。影響評価方法は「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象施設</p> <p>評価対象施設は、耐震B、Cクラス機器及び溢水防護に係る施設（添付書類「VI-2-10-2 浸水防護施設の耐震性についての計算書」で評価する浸水防護施設を除く。以下同じ。）を対象とする。</p> <p>2.1.1 耐震B、Cクラス機器</p> <p>添付書類「VI-1-1-8-3 溢水評価条件の設定」にて溢水源となり得る流体を内包する機器のうち、基準地震動S_sによる地震力に対して溢水源として想定しない耐震B、Cクラス機器を評価対象施設とする。</p>	<p>設計方針の相違 （浸水防護に係る対策設備の相違）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>評価対象施設のポンプ、熱交換器等、配管、弁及び支持構造物の構造は、添付資料「VI-2-1-13 機器・配管系の計算書作成の方法」に示す各構造を踏まえ、応答性状を適切に評価することで適用する地震力に対して構造強度を有する構造とする。</p> <p>2.1.2 溢水防護に係る施設 溢水防護に関する施設の構造計画を表 2-1、表 2-2、表 2-3、表 2-4 及び表 2-5 に示す。</p>	<p>記載表現の相違 （女川は統括した上流側の図書を呼び込むこととしている）</p> <p>記載表現の相違 （配置計画については構造計画に含めて記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載箇所の相違 （女川の逆流防止装置は、表 2-5 構造計画に記載）

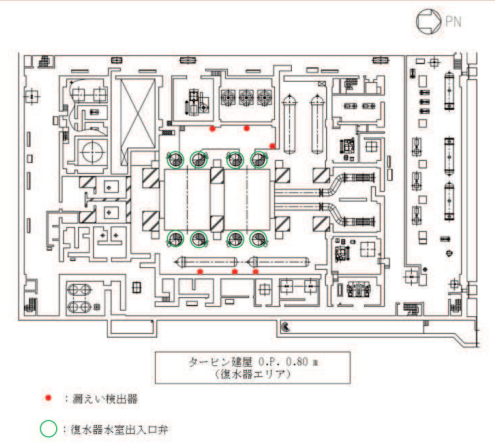
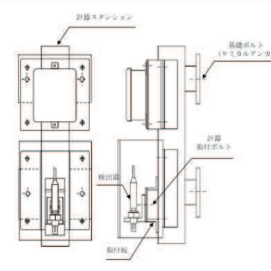
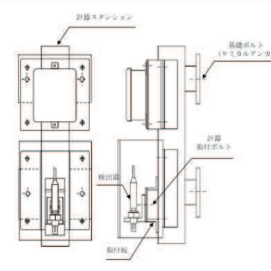
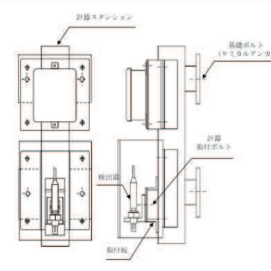
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載箇所の相違 （女川の貫通部止水処 置は、「1.概要」に記 載のとおり、評価対象 が同一である添付書類 「VI-2-10-2-11 貫通 部止水処置の耐震性に ついての計算書」に示 すとしているため、本 書類には記載していな い）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考								
		<p>表 2-1 構造計画（漏えい検出器（循環水系隔離システム））</p> <p>配置図</p>  <p>タービン建屋 0.F. 0.80 画 <small>（循環水エリア）</small></p> <p>●：漏えい検出器 ○：復水器水室出入口弁</p> <table border="1" data-bbox="1332 790 1937 1165"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電極式水位検出器</td> <td>検出器は、計器取付ボルトにより取付板に固定され、取付板は、計器スタンションに固定される。計器スタンションは、基礎に基礎ボルトで設置する。</td> <td>  <p>計器スタンション 基礎ボルト（サリコメアンボルト） 計器取付ボルト 検出器 取付板</p> <p>（正面） （側面）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	電極式水位検出器	検出器は、計器取付ボルトにより取付板に固定され、取付板は、計器スタンションに固定される。計器スタンションは、基礎に基礎ボルトで設置する。	 <p>計器スタンション 基礎ボルト（サリコメアンボルト） 計器取付ボルト 検出器 取付板</p> <p>（正面） （側面）</p>	<p>設計方針の相違 （プラント設備構成の相違による検出箇所の相違。なお、女川の海水ポンプ室に設置されている循環水配管については、耐震性を確保する設計のため漏えい検出器は設置していない）</p>
計画の概要		概略構造図									
主体構造	支持構造										
電極式水位検出器	検出器は、計器取付ボルトにより取付板に固定され、取付板は、計器スタンションに固定される。計器スタンションは、基礎に基礎ボルトで設置する。	 <p>計器スタンション 基礎ボルト（サリコメアンボルト） 計器取付ボルト 検出器 取付板</p> <p>（正面） （側面）</p>									

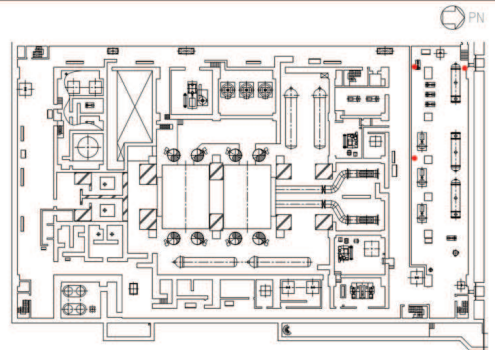
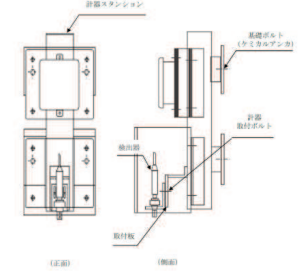
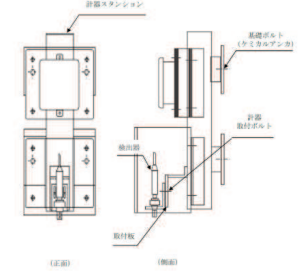
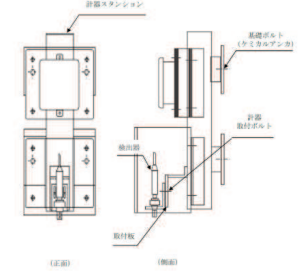
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備設計の相違 （検出器構造の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考									
		<p data-bbox="1332 255 1935 316">表 2-2 構造計画（漏えい検出器（タービン補機冷却海水系隔離システム））</p> <div data-bbox="1332 359 1935 829"> <p data-bbox="1601 359 1668 379">配置図</p>  <p data-bbox="1512 742 1713 774">タービン建屋 0.F、-0.50 m （タービン補機冷却系熱交換器室）</p> <p data-bbox="1400 790 1512 805">●：漏えい検出器</p> </div> <table border="1" data-bbox="1332 837 1935 1204"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1332 837 1568 861">計画の概要</th> <th data-bbox="1572 837 1935 861">概略構造図</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1332 865 1451 888">主体構造</th> <th data-bbox="1456 865 1568 888">支持構造</th> <td data-bbox="1572 865 1935 1204"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1332 892 1451 1204">電極式水位検出器</td> <td data-bbox="1456 892 1568 1204"> <p data-bbox="1456 933 1568 1165">検出器は、計器取付ボルトにより取付板に固定され、取付板は、計器スタンションに固定される。計器スタンションは、基礎に基礎ボルトで設置する。</p> </td> <td data-bbox="1572 892 1935 1204">  <p data-bbox="1635 1173 1680 1189">〔正面〕</p> <p data-bbox="1747 1173 1792 1189">〔側面〕</p> </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造		電極式水位検出器	<p data-bbox="1456 933 1568 1165">検出器は、計器取付ボルトにより取付板に固定され、取付板は、計器スタンションに固定される。計器スタンションは、基礎に基礎ボルトで設置する。</p>	 <p data-bbox="1635 1173 1680 1189">〔正面〕</p> <p data-bbox="1747 1173 1792 1189">〔側面〕</p>	<p data-bbox="1960 255 2159 383">設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p>
計画の概要		概略構造図										
主体構造	支持構造											
電極式水位検出器	<p data-bbox="1456 933 1568 1165">検出器は、計器取付ボルトにより取付板に固定され、取付板は、計器スタンションに固定される。計器スタンションは、基礎に基礎ボルトで設置する。</p>	 <p data-bbox="1635 1173 1680 1189">〔正面〕</p> <p data-bbox="1747 1173 1792 1189">〔側面〕</p>										

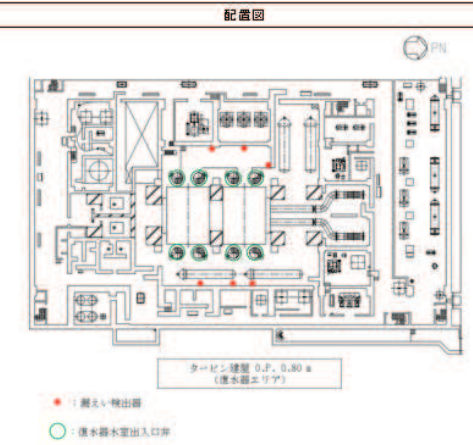
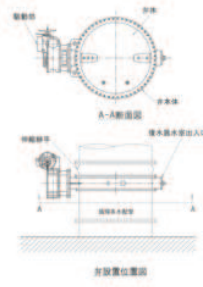
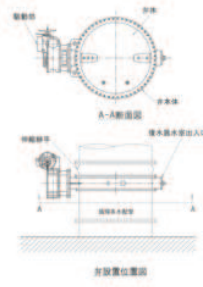
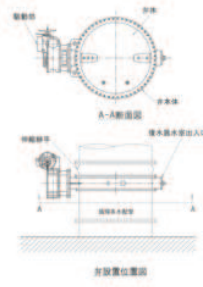
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備対策の相違 （女川は原子炉建屋原子炉棟内の原子炉隔離時冷却系配管は、耐震性確保する設計のため、防護カバーを設置する対策はない）

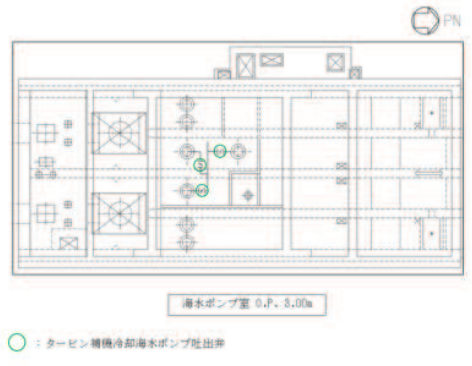
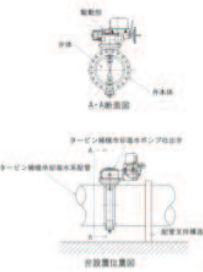
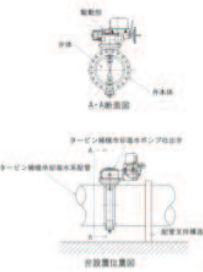
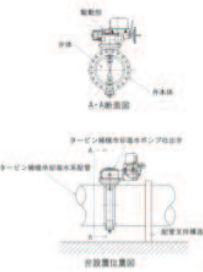
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考								
		<p>表 2-3 構造計画（復水器水室出入口弁）</p> <p>配置図</p>  <p>タービン建屋 0.F. 0.30 m <small>（復水器エリア）</small></p> <p>★：蒸気出口 ○：復水器水室出入口弁</p> <table border="1" data-bbox="1332 758 1933 1173"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動バタフライ弁であり、弁体を含む弁本体、弁体を電動にて駆動する駆動部で構成する。</td> <td>循環水系配管に固定される。</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	電動バタフライ弁であり、弁体を含む弁本体、弁体を電動にて駆動する駆動部で構成する。	循環水系配管に固定される。		<p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p>
計画の概要		概略構造図									
主体構造	支持構造										
電動バタフライ弁であり、弁体を含む弁本体、弁体を電動にて駆動する駆動部で構成する。	循環水系配管に固定される。										

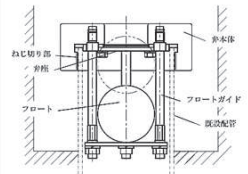
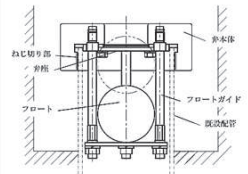
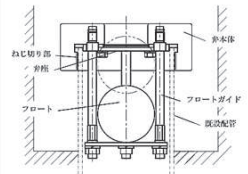
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考								
		<p>表 2-4 構造計画（タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁）</p> <p>配置図</p>  <p>○：タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁</p> <table border="1" data-bbox="1332 750 1937 1149"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1332 821 1512 1141"> <p>電動バタフライ弁であり、弁体を含む弁本体、弁体を電動にて駆動する駆動部で構成する。</p> </td> <td data-bbox="1512 821 1691 1141"> <p>タービン補機冷却海水系配管に固定される。配管については、床面に支持構造物にて固定する。</p> </td> <td data-bbox="1691 821 1937 1141">  </td> </tr> </tbody> </table>	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	<p>電動バタフライ弁であり、弁体を含む弁本体、弁体を電動にて駆動する駆動部で構成する。</p>	<p>タービン補機冷却海水系配管に固定される。配管については、床面に支持構造物にて固定する。</p>		<p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p>
計画の概要		概略構造図									
主体構造	支持構造										
<p>電動バタフライ弁であり、弁体を含む弁本体、弁体を電動にて駆動する駆動部で構成する。</p>	<p>タービン補機冷却海水系配管に固定される。配管については、床面に支持構造物にて固定する。</p>										

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																							
		<p>表 2-5 構造計画（逆流防止装置）（1/2）</p> <table border="1" data-bbox="1332 287 1937 391"> <thead> <tr> <th colspan="4">逆流防止装置の設置位置</th> </tr> <tr> <th>機器名称</th> <th>建屋</th> <th>設置階</th> <th>高さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">逆流防止装置</td> <td>原子炉建屋</td> <td>地下3階</td> <td>O.P. -8.1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>地下2階</td> <td>O.P. 1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2-5 構造計画（逆流防止装置）（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="1332 494 1937 901"> <thead> <tr> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">概略構造図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁座を含む弁本体、弁体であるフロート及びフロートを弁座に導くフロートガイドで構成する。</td> <td>配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	逆流防止装置の設置位置				機器名称	建屋	設置階	高さ(m)	逆流防止装置	原子炉建屋	地下3階	O.P. -8.1	制御建屋	地下2階	O.P. 1.5	計画の概要		概略構造図	主体構造	支持構造	弁座を含む弁本体、弁体であるフロート及びフロートを弁座に導くフロートガイドで構成する。	配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。		<p>設計方針の相違 （女川の逆流防止装置は、内部溢水対策として設置するものであるため、本書類での評価対象としている）</p>
逆流防止装置の設置位置																										
機器名称	建屋	設置階	高さ(m)																							
逆流防止装置	原子炉建屋	地下3階	O.P. -8.1																							
	制御建屋	地下2階	O.P. 1.5																							
計画の概要		概略構造図																								
主体構造	支持構造																									
弁座を含む弁本体、弁体であるフロート及びフロートを弁座に導くフロートガイドで構成する。	配管のねじ切り部に直接ねじ込み固定とする。																									

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <p>耐震 B、C クラス機器及び溢水防護に係る施設の耐震評価に用いる荷重及び荷重の組合せを、「3.1 荷重及び荷重の組合せ」に、許容限界を「3.2 許容限界」に示す。</p> <p>3.1 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>3.1.1 荷重の種類</p> <p>応力評価に用いる荷重は、溢水起因の荷重と組み合わせない*ため、以下の荷重を用いる。</p> <p>(1) 常時作用する荷重（D）</p> <p>常時作用する荷重は、持続的に生じる荷重であり、自重とする。</p> <p>(2) 内圧荷重（P_D）</p> <p>内圧荷重は、当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重とする。</p> <p>(3) 機械的荷重（M_D）</p> <p>当該設備に設計上定められた機械的荷重</p> <p>(4) 地震荷重（S_s）</p> <p>地震荷重は、基準地震動 S_s により定まる地震力とする。</p> <p>3.1.2 荷重の組合せ</p> <p>荷重の組合せは、溢水起因の荷重と組み合わせない*ため、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」に示す機器・配管系の荷重の組合せを踏まえて設定する。</p> <p>注記 *：地震起因により発生する溢水は、地震後に作用するため、地震荷重と組み合わせない。なお、添付書類「VI-1-1-8-3 溢水評価条件の設定」にて溢水源として設定する想定破損による溢水及び消火水の放水による溢水による荷重は、地震起因による溢水と重畳しない。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載箇所の相違 （女川の貫通部止水処 置は、「1. 概要」に記 載のとおり、評価対象 が同一である添付書類 「VI-2-10-2-11 貫通 部止水処置の耐震性に ついての計算書」に示 すとしているため、本 書類には記載していな い）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 洪水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.2 許容限界</p> <p>3.2.1 耐震B,Cクラス機器</p> <p>耐震B,Cクラス機器の許容限界は、基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性を有し、機器の破損により洪水源とならない設計とするため、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示している各機器の許容応力状態$IV_A S$の許容限界を準用する。</p> <p>3.2.2 洪水防護に係る施設</p> <p>洪水防護に係る施設の許容限界は、添付書類「VI-1-1-8-5 洪水防護施設の詳細設計」にて設定している施設ごとの構造強度設計上の性能目標及び設計方針を踏まえて、評価対象部位ごとに、地震時及び地震後に機能維持が可能となるように設定する。</p> <p>洪水防護に係る施設ごとの許容限界の詳細は、各計算書で評価対象部位の損傷モードを踏まえ評価項目を選定し定める。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 （女川は許容限界に関する記載は、設備毎に記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考														
		<p>(1)漏えい検出器</p> <p>漏えい検出器の許容限界は、基準地震動S_sによる地震力に対し、地震後の循環水系配管及びタービン補機冷却海水系配管の漏えいを検出する機能の維持を考慮して、主要な構造部材が上記機能を維持可能な構造強度を有する設計とするため、漏えい検出器を固定する基礎ボルトは、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示している「その他の支持構造物」の許容応力状態$IV_A S$の許容限界を準用する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を表3-1に示す。</p> <p>表3-1 評価対象部位ごとの許容限界</p> <table border="1" data-bbox="1335 1246 1939 1406"><thead><tr><th rowspan="2">設備名称</th><th rowspan="2">荷重の組合せ</th><th rowspan="2">評価対象部位</th><th colspan="2">機能損傷モード</th><th rowspan="2">許容限界</th></tr><tr><th>応力等の状態</th><th>限界状態</th></tr></thead><tbody><tr><td>漏えい検出器</td><td>$D+S_s$</td><td>基礎ボルト</td><td>引張せん断</td><td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td><td>許容応力状態$IV_A S$の許容応力以下とする。</td></tr></tbody></table>	設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	漏えい検出器	$D+S_s$	基礎ボルト	引張せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	許容応力状態 $IV_A S$ の許容応力以下とする。	<p>記載箇所の相違</p> <p>（女川の貫通部止水処置は、「1.概要」に記載のとおり、評価対象が同一である添付書類「VI-2-10-2-11 貫通部止水処置の耐震性についての計算書」に示すとしているため、本書類には記載していない）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備対策の相違</p> <p>（プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>（東二は表3-2に記載されており、許容限界は同様）</p>
設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位				機能損傷モード			許容限界								
			応力等の状態	限界状態													
漏えい検出器	$D+S_s$	基礎ボルト	引張せん断	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	許容応力状態 $IV_A S$ の許容応力以下とする。												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																					
		<p>(2) 逆流防止設備</p> <p>逆流防止装置の許容限界は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震後の止水性の維持を考慮して逆流防止装置が上記機能を維持可能な構造強度を有する設計とするため、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示している「クラス2, 3配管」の許容応力状態Ⅲ_A Sの許容限界を準用する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を表3-2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表3-1 評価対象部位ごとの許容限界</p> <table border="1" data-bbox="1332 526 1937 790"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">評価対象部位</th> <th colspan="2">機能損傷モード</th> <th rowspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>応力等の状態</th> <th>限界状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">逆流防止装置</td> <td rowspan="3">D + P_D + M_D + S_s</td> <td rowspan="2">弁本体、フロートガイド</td> <td>曲げ引張</td> <td>部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態</td> <td rowspan="2">許容応力状態Ⅲ_A Sの許容応力以下とする。</td> </tr> <tr> <td>フロート</td> <td>圧縮</td> <td>有意な漏えいに至る変形</td> </tr> <tr> <td>取付部</td> <td>引張</td> <td></td> <td>水圧試験で確認した水圧以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 復水器水室出入口弁</p> <p>復水器水室出入口弁の許容限界は、基準地震動 S_s による地震動に対し、地震後の閉止する機能の維持を考慮して弁本体及び弁を支持する管が上記機能を維持可能な構造強度を有する設計とするため、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示している各機器の許容応力状態Ⅲ_A Sの許容限界を準用する。</p> <p>(4) タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁</p> <p>タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の許容限界は、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震後の閉止する機能の維持を考慮して弁本体及び弁を支持する管、支持構造物が上記機能を維持可能な構造強度を有する設計とするため、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」に示している各機器の許容応力状態Ⅲ_A Sの許容限界を準用する。</p>	設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位	機能損傷モード		許容限界	応力等の状態	限界状態	逆流防止装置	D + P _D + M _D + S _s	弁本体、フロートガイド	曲げ引張	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	許容応力状態Ⅲ _A Sの許容応力以下とする。	フロート	圧縮	有意な漏えいに至る変形	取付部	引張		水圧試験で確認した水圧以下とする。	<p>設計方針の相違 （女川の逆流防止装置は、内部溢水対策として設置するものであるため、本書類での評価対象としている）</p> <p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p> <p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p>
設備名称	荷重の組合せ	評価対象部位				機能損傷モード			許容限界															
			応力等の状態	限界状態																				
逆流防止装置	D + P _D + M _D + S _s	弁本体、フロートガイド	曲げ引張	部材が弾性域にとどまらず塑性域に入る状態	許容応力状態Ⅲ _A Sの許容応力以下とする。																			
			フロート	圧縮		有意な漏えいに至る変形																		
		取付部	引張		水圧試験で確認した水圧以下とする。																			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>設備対策の相違 （女川は原子炉建屋原子炉棟内の原子炉隔離時冷却系配管は、耐震性確保する設計のため、防護カバーを設置する対策はない）</p> <p>記載表現の相違 （女川は許容限界に関する記載は、設備毎に記載している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載箇所の相違 （女川の貫通部止水処置は、「1.概要」に記載のとおり、評価対象が同一である添付書類「VI-2-10-2-11 貫通部止水処置の耐震性についての計算書」に示すとしているため、本書類には記載していない）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4. 耐震評価方法</p> <p>耐震 B, C クラス機器及び溢水防護に係る施設の耐震評価は、「4.1 地震応答解析」、「4.2 耐震評価」及び「4.3 機能維持評価」に従って実施する。</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <p>耐震 B, C クラス機器の地震応答解析は、「4.1.1 入力地震動」に示す入力地震動、「4.1.2 解析方法及び解析モデル」に示す解析方法及び「4.1.3 設計用減衰定数」に示す減衰定数を用いて実施する。</p> <p>図 4-1 に耐震 B, C クラス機器の地震応答解析の手順を示す。</p>	<p>記載表現の相違 設備対策の相違 （女川は原子炉建屋原子炉棟内の原子炉隔離時冷却系配管は、耐震性確保する設計のため、防護カバーを設置する対策はない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

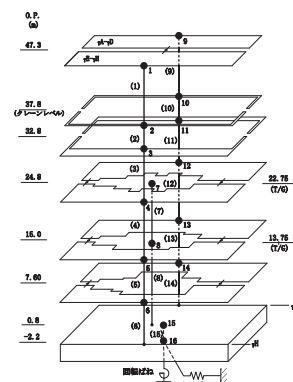
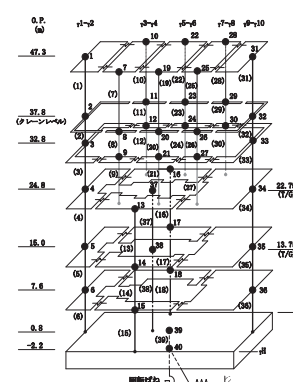
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>図 4-1 耐震 B, C クラス機器の地震応答解析の手順</p>	記載表現の相違

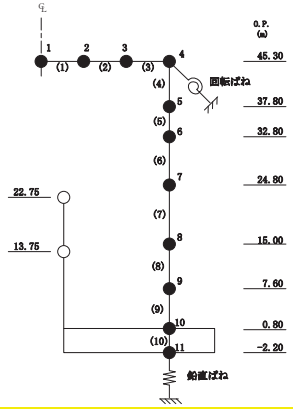
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.1.1 入力地震動</p> <p>耐震 B, C クラス機器及び溢水防護に係る施設の地震応答解析に用いる設計用地震力は、添付書類「VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき設定する。</p> <p>また、タービン建屋に設置される漏えい検出器及び復水器水室出入口弁については、以下のとおり設計用地震力を設定する。</p> <p>(1) 地震応答解析モデル</p> <p>タービン建屋の水平方向の地震応答解析モデルを図4-2及び図4-3に、鉛直方向の地震応答解析モデルを図4-4に示す。</p>  <p>図4-2 タービン建屋の地震応答解析モデル（NS方向）</p>  <p>図4-3 タービン建屋の地震応答解析モデル（EW方向）</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違 （タービン建屋の設計用地震力は、添付書類「VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に記載されないことから、本項目にて設定している）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

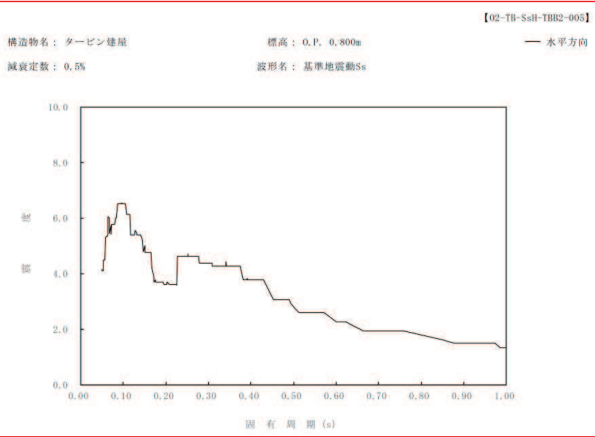
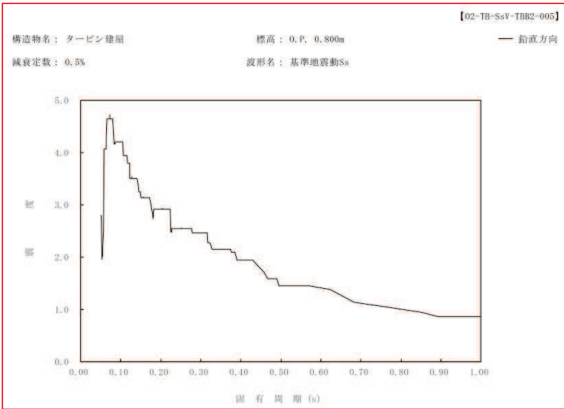
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																															
		 <p>図 4-4 タービン建屋の地震応答解析モデル（鉛直方向）</p> <p>(2) 設計用最大応答加速度及び設計用床応答曲線 タービン建屋の各床面の基準地震動 S_s に対する設計用最大応答加速度を表 4-1 に、評価に用いる設計用床応答曲線を図 4-5 及び図 4-6 に示す。</p> <p>表 4-1 タービン建屋の基準地震動 S_s に対する最大応答加速度</p> <table border="1" data-bbox="1355 911 1912 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造物名</th> <th colspan="2">質点番号</th> <th rowspan="2">標高 O.P. (m)</th> <th colspan="2">最大応答加速度 ($\times 9.80665 \text{ m/s}^2$) $\times 1.0$</th> <th colspan="2">最大応答加速度 ($\times 9.80665 \text{ m/s}^2$) $\times 1.2$</th> </tr> <tr> <th>水平</th> <th>鉛直</th> <th>水平</th> <th>鉛直</th> <th>水平</th> <th>鉛直</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">タービン 建屋</td> <td>NS : 6, 14</td> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">7.600</td> <td rowspan="2">1.39</td> <td rowspan="2">0.75</td> <td rowspan="2">1.67</td> <td rowspan="2">0.89</td> </tr> <tr> <td>EW : 6, 15 18, 36</td> </tr> <tr> <td>NS : 15</td> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2">0.800</td> <td rowspan="2">0.95</td> <td rowspan="2">0.59</td> <td rowspan="2">1.14</td> <td rowspan="2">0.71</td> </tr> <tr> <td>EW : 39</td> </tr> </tbody> </table>	構造物名	質点番号		標高 O.P. (m)	最大応答加速度 ($\times 9.80665 \text{ m/s}^2$) $\times 1.0$		最大応答加速度 ($\times 9.80665 \text{ m/s}^2$) $\times 1.2$		水平	鉛直	水平	鉛直	水平	鉛直	タービン 建屋	NS : 6, 14	9	7.600	1.39	0.75	1.67	0.89	EW : 6, 15 18, 36	NS : 15	10	0.800	0.95	0.59	1.14	0.71	EW : 39	<p>設計方針の相違 （タービン建屋の設計用地震力は、添付書類「VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に記載されないことから、本項目にて設定している）</p>
構造物名	質点番号			標高 O.P. (m)	最大応答加速度 ($\times 9.80665 \text{ m/s}^2$) $\times 1.0$		最大応答加速度 ($\times 9.80665 \text{ m/s}^2$) $\times 1.2$																											
	水平	鉛直	水平		鉛直	水平	鉛直																											
タービン 建屋	NS : 6, 14	9	7.600	1.39	0.75	1.67	0.89																											
	EW : 6, 15 18, 36																																	
	NS : 15	10	0.800	0.95	0.59	1.14	0.71																											
	EW : 39																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>【02-TB-SaH-TBB2-005】 構造物名：タービン建屋 標高：0.P. 0.800m 減衰定数：0.5% 設形名：基準地震動Ss — 水平方向</p> <p>図 4-5 評価に用いる設計用床応答曲線（水平）</p>  <p>【02-TB-SaV-TBB2-005】 構造物名：タービン建屋 標高：0.P. 0.800m 減衰定数：0.5% 設形名：基準地震動Ss — 鉛直方向</p> <p>図 4-6 評価に用いる設計用床応答曲線（鉛直）</p>	<p>設計方針の相違 （タービン建屋の設計 用地震力は、添付書類 「VI-2-1-7 設計用床 応答曲線の作成方針」 に記載されないことか ら、本項目にて設定し ている）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.1.2 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等、各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう1質点系、多質点系モデル等に置換し、定式化された評価式を用いた解析法（一般機器等）又は、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の設計用最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算出する。</p> <p>配管系については、多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。</p> <p>なお、動的解析に用いる地震力は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <p>(1) 解析方法</p> <ul style="list-style-type: none">・定式化された評価式を用いた解析法（一般機器等）・スペクトルモーダル解析法 <p>(2) 解析モデル</p> <p>代表的な機器・配管系の解析モデルを以下に示す。耐震評価に用いる寸法は、公称値を使用する。</p> <p>a. 一般機器</p> <p>ポンプ、熱交換器等の一般の機器は、機器本体及び支持構造物の剛性をそれぞれ考慮し、原則として重心位置に質量を集中させた1質点系にモデル化する。</p> <p>b. 配管</p> <p>配管は3次元多質点はりモデルに置換する。</p> <p>4.1.3 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰係数は、添付書類「VI-2-1-6 地震応答</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																	
		<p>解析の基本方針」に設定している、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版（日本電気協会）」に記載されている減衰定数又は試験等で妥当性が確認された値を用いる。具体的には表4-1に示す値を用いる。</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 減衰定数</p> <p>(1) 機器・配管系</p> <table border="1" data-bbox="1332 462 1937 622"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th colspan="2">減衰定数（％）</th> </tr> <tr> <th>水平方向</th> <th>鉛直方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶接構造物</td> <td>1.0</td> <td>1.0*1</td> </tr> <tr> <td>ボルト及びリベット構造物</td> <td>2.0</td> <td>2.0*1</td> </tr> <tr> <td>ポンプ・ファン等の機械装置</td> <td>1.0</td> <td>1.0*1</td> </tr> <tr> <td>配管系</td> <td>0.5～3.0*2, *3</td> <td>0.5～3.0*1, *2, *3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：既往の研究等において、設備の地震入力方向の依存性や減衰特性について検討され妥当性が確認された値。 *2：既往の研究等において、試験及び解析等により妥当性が確認されている値。 *3：具体的な適用条件を「(2) 配管系の設計用減衰定数」に示す。</p> <p>(参考文献) 電力共通研究「機器・配管系に対する合理的耐震評価法の研究(H12～H13)」 電力共通研究「鉛直地震動を受ける設備の耐震評価手法に関する研究(H7～H10)」</p>	対象設備	減衰定数（％）		水平方向	鉛直方向	溶接構造物	1.0	1.0*1	ボルト及びリベット構造物	2.0	2.0*1	ポンプ・ファン等の機械装置	1.0	1.0*1	配管系	0.5～3.0*2, *3	0.5～3.0*1, *2, *3	<p>記載表現の相違</p>
対象設備	減衰定数（％）																			
	水平方向	鉛直方向																		
溶接構造物	1.0	1.0*1																		
ボルト及びリベット構造物	2.0	2.0*1																		
ポンプ・ファン等の機械装置	1.0	1.0*1																		
配管系	0.5～3.0*2, *3	0.5～3.0*1, *2, *3																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																	
		<p>(2) 配管系の減衰定数</p> <table border="1" data-bbox="1335 256 1939 619"><thead><tr><th rowspan="2">配管区分</th><th colspan="2">減衰定数*1 (%)</th></tr><tr><th>保温材無</th><th>保温材有*2</th></tr></thead><tbody><tr><td>I スナッパ及び架構レストレイント支持主体の配管系で、支持具（スナッパ又は架構レストレイント）の数が4個以上*4のもの</td><td>2.0</td><td>3.0*3</td></tr><tr><td>II スナッパ、架構レストレイント、ロッドレストレイント、ハンガ等を有する配管系で、その支持具（アンカ及びUボルトを除く）数が4個以上*4であり、配管区分Iに属さないもの</td><td>1.0</td><td>2.0*3</td></tr><tr><td>III Uボルトを有する配管系で、架構で水平配管の自重を受けるUボルトの数が4個以上*4のもの</td><td>2.0*3</td><td>3.0*3</td></tr><tr><td>IV 配管区分I、II及びIIIに属さないもの</td><td>0.5</td><td>1.5*3</td></tr></tbody></table> <p>注記 *1：水平方向及び鉛直方向の設計用減衰定数は同じ値を使用。 *2：金属保温材による付加減衰定数は、配管全長に対する金属保温材使用割合が40%以下の場合1.0%を適用するが、金属保温材使用割合が40%を超える場合は0.5%とする。 *3：「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1991 追補版（日本電気協会）」で規定されている配管系の設計用減衰定数に、既往の研究等において妥当性が確認された値を反映。 *4：支持具の種類及び数は、アンカからアンカまでの独立した振動系について算定する。</p> <p>(参考文献) 電力共通研究「機器・配管系に対する合理的耐震評価法の研究(H12～H13)」 電力共通研究「鉛直地震動を受ける設備の耐震評価手法に関する研究(H7～H10)」</p>	配管区分	減衰定数*1 (%)		保温材無	保温材有*2	I スナッパ及び架構レストレイント支持主体の配管系で、支持具（スナッパ又は架構レストレイント）の数が4個以上*4のもの	2.0	3.0*3	II スナッパ、架構レストレイント、ロッドレストレイント、ハンガ等を有する配管系で、その支持具（アンカ及びUボルトを除く）数が4個以上*4であり、配管区分Iに属さないもの	1.0	2.0*3	III Uボルトを有する配管系で、架構で水平配管の自重を受けるUボルトの数が4個以上*4のもの	2.0*3	3.0*3	IV 配管区分I、II及びIIIに属さないもの	0.5	1.5*3	記載表現の相違
配管区分	減衰定数*1 (%)																			
	保温材無	保温材有*2																		
I スナッパ及び架構レストレイント支持主体の配管系で、支持具（スナッパ又は架構レストレイント）の数が4個以上*4のもの	2.0	3.0*3																		
II スナッパ、架構レストレイント、ロッドレストレイント、ハンガ等を有する配管系で、その支持具（アンカ及びUボルトを除く）数が4個以上*4であり、配管区分Iに属さないもの	1.0	2.0*3																		
III Uボルトを有する配管系で、架構で水平配管の自重を受けるUボルトの数が4個以上*4のもの	2.0*3	3.0*3																		
IV 配管区分I、II及びIIIに属さないもの	0.5	1.5*3																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.2 耐震評価</p> <p>耐震 B, C クラス機器及び溢水防護に係る施設の耐震評価は、「3.1 荷重及び荷重の組合せ」にて示す荷重の組合せに対して、「4.1 地震応答解析」で示した地震応答解析により発生応力を算出し、「3.2 許容限界」にて設定している許容限界内にあることを確認する。評価手法は、定式化された評価式を用いた解析法又はスペクトルモード解析法により、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1987（日本電気協会）」に基づき実施することを基本とする。</p> <p>4.2.1 耐震評価方法</p> <p>添付書類「VI-2-別添 2-2 溢水源としない耐震 B, C クラス機器の耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-4 循環水系隔離システムの耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-5 タービン補機冷却海水系隔離システムの耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-6 逆流防止装置の耐震性についての計算書」、添付書類「VI-2-別添 2-7 タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の耐震性についての計算書」及び添付書類「VI-2-別添 2-8 復水器水室出入口弁の耐震性についての計算書」の評価方法について示す。</p> <p>(1) 耐震 B, C クラス機器</p> <p>評価対象の耐震 B, C クラス機器については、添付資料「VI-2-1-13 機器・配管系の計算書作成の方法」にて示す評価方法及び「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1987（日本電気協会）」に準拠した、評価方法により評価を行う。</p> <p>なお、評価式が示されない機器については、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1987（日本電気協会）」に準拠した評価方法及び機械工学便覧に示される一般式を用いた評価を行う。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備対策の相違 (プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>評価方針の相違 (本方針に基づき評価する耐震 B, C クラス機器については、FEM 解析は用いていない)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 逆流防止装置 評価対象の逆流防止装置については、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987（日本電気協会）」に準拠した、評価方法により評価を行う。</p> <p>(3) 漏えい検出器 評価対象の漏えい検出器については、添付書類「VI-2-1-13-9 計器スターションの耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価する。</p> <p>(4) 復水器水室出入口弁及びタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁 評価対象の復水器水室出入口弁及びタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁については、添付書類「VI-2-1-13-6 管の耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価する。</p>	<p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備対策の相違 （女川は原子炉建屋原子炉棟内の原子炉隔離時冷却系配管は、耐震性確保する設計のため、防護カバーを設置する対策はない）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.3 機能維持評価</p> <p>耐震 B, C クラス機器の溢水防護設計上の構造強度に係る機能維持の方針は、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」を準用する。</p> <p>溢水防護に係る施設の溢水防護設計上の構造強度に係る機能維持の動的機能の維持、電気的機能の維持及び止水性の維持に係る耐震計算の方針は、添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」及び「4.1 動的機器の機能維持」及び「4.2 電気的機能維持」を準用する。</p> <p>4.3.1 動的機能の維持</p> <p>地震後に動的機能が要求される機器については、添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設計」にて設定している設備ごとの耐震設計上の性能目標を踏まえ、添付書類「VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき設定した機能維持評価用加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p>	<p>設備対策の相違 （女川は原子炉建屋原子炉棟内の原子炉隔離時冷却系配管は、耐震性確保する設計のため、防護カバーを設置する対策はない）</p> <p>評価方針の相違 （女川は電気的機能維持も確認する方針としている）</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(1) 復水器水室出入口弁 復水器水室出入口弁は、地震後においても、基準地震動S_sによる地震力に対して、機能維持評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。 機能確認済加速度には、同型式の弁の加振試験において、動的機能の健全性を確認した弁の加速度を適用する。</p> <p>(2) タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁 タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁は、地震後においても、基準地震動S_sによる地震力に対して、機能維持評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。 機能確認済加速度には、同型式の弁の加振試験において、動的機能の健全性を確認した弁の加速度を適用する。</p> <p>4.3.2 電氣的機能の維持 地震後に電氣的機能が要求される機器については、添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設計」にて設定している設備ごとの耐震設計上の性能目標を踏まえ、添付書類「VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき設定した評価用加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(1) 漏えい検出器 漏えい検出器は、地震後においても、基準地震動S_sによる地震力に対して、設計用最大応答加速度から求めた評価用加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。 機能確認済加速度には、同型式の検出器の正弦波加振試験において、電氣的機能の健全性を確認した検出器の加速度を適用する。</p>	<p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p> <p>設備対策の相違 （プラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違）</p> <p>評価方針の相違 （女川は電氣的機能維持も確認する方針としている）</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>耐震B、Cクラス機器及び溢水防護に係る施設については、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認している。</p> <p>今回、新たに水平2方向及び鉛直方向の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから、これら設備についても水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響を評価する。</p> <p>影響評価については、添付書類「VI-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4.2 機器・配管系」の評価方針及び評価方法に基づき行う。</p> <p>5. 適用基準</p> <p>適用する規格、指針等を以下に示す。</p> <p>(1) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1987 ((社) 日本電気協会)</p> <p>(2) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・ 補 - 1984 ((社) 日本電気協会)</p> <p>(3) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 - 1991 追補版 ((社) 日本電気協会)</p> <p>(4) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む)) J S M E S N C 1 - 2005/2007 ((社) 日本機械学会)</p> <p>(5) 機械工学便覧 ((社) 日本機械学会)</p> <p>(6) 日本産業規格 (J I S)</p>	<p>適用する規格の相違 (対策設備の相違)</p>